



平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市

意見書 (1)

平成22年10月7日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天 野 勝 介

同 滝 口 広 子

同 志 和 謙 祐

【担当】 同 若 井 大 輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立人による平成22年9月24日付事業計画概要説明書につき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

第1 事業収支について

1 頭書について

申立人は「事業計画では管理者として選定を受けることを前提としている」とするが、相手方としては、地方自治法等における指定管理制度にかかる規定や趣旨、箕面文化・交流センター条例、同指定管理者募集要項等に基づき、

従前どおり公正に選定を行い、指定管理候補者を決定するものである。

また、申立人は、「文化・交流センター事業の管理者に選定される限りにおいて、合理的に将来収支の予測をおこなうことができる平成23年3月期から平成27年3月期までの5期に絞り事業計画を策定した」とする。

しかしながら、相手方が弁済計画の妥当性等の判断をするためには、少なくとも弁済期間に対応する期間に関する事業計画が必要である。申立人が弁済計画を提案する際には、同計画を提示されたい。

2 売上高について

事業計画概要説明書3ページ記載の売上高一覧表に計上されている各数値の算出根拠を明らかにされたい。

3 損益について

甲第13号証の事業計画総合表に計上されている各数値の算出根拠を明らかにされたい。

4 収支及び相手方への弁済について

仮に、甲第13号証の事業計画総合表を前提とした場合、なぜ、元利金弁済額が、年1000万円となるのか、不明である。社内留保をどの程度想定しているのか、また、その使途はどのように考えているのか、明らかにされたい。

第2 経営改善策について

申立人は、「給与削減等を進めてきた」と主張されているが、平成16年に相手方から11億円の貸付けを受ける際に提出された再生計画との不整合（特に人件費）の経過と理由を示されたい。

また、相手方作成の答弁書第4項記載のとおり、申立人の経営改善のための指定管理等の受託事業拡大などを含む自助努力の具体的な内容を明らかにされたい。

以上